

北海道大学大学院歯学研究院及び薬学研究院
ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会委員

(令和4年4月1日現在)

種別	所 属	職 名	氏 名	委嘱期間
第1号委員 (委員長)	大学院歯学研究院	教 授	樋 田 京 子	R4. 4. 1～ R6. 3. 31
第2号委員 (副委員長)	大学院薬学研究院	教 授	松 田 正	R4. 4. 1～ R6. 3. 31
第1号委員	大学院歯学研究院	特任教授	田 村 正 人	R4. 4. 1～ R6. 3. 31
第2号委員	大学院薬学研究院	教 授	中 川 真 一	R3. 4. 1～ R5. 3. 31
第3号委員	大学院法学研究科	准教授	山 本 周 平	R4. 4. 1～ R6. 3. 31
第4号委員	遺伝子病制御研究所	教 授	園 下 将 大	R4. 4. 1～ R6. 3. 31
第5号委員	大学院医学研究院	教 授	田 中 伸 哉	R4. 4. 1～ R6. 3. 31
第6号委員	(一般)		伊 藤 ますみ	R4. 4. 1～ R6. 3. 31

【参考：委員会内規】

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 歯学研究院の教授（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成18年海大達第35号）第3条第2号に該当する特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）のうちから 2名
 - (2) 薬学研究院の教授（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成18年海大達第35号）第3条第2号に該当する特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）のうちから 2名
 - (3) 人文科学又は社会科学の分野において優れた識見を有する研究院以外の者 1名
 - (4) 自然科学の分野において優れた識見を有する研究院以外の者 1名
 - (5) 遺伝子解析研究に関し優れた識見を有する研究院以外の者 1名
 - (6) 広く一般の意見を反映することができる研究院以外の者 1名
- 2 研究院の長は、前項第1号又は第2号の委員になることができない。
- 3 過去5年間に研究院の職員であった者及び当該期間に研究院と利害関係があった者は、第1項第3号から第6号までの委員になることができない。
- 4 第1項の委員は、歯学研究院長が委嘱する。この場合において、同項第2号の委員の委嘱は、薬学研究院長の推薦に基づくものとする。